

総合支援資金 生活支援費（特例貸付）のご案内

令和2年4月24日
秋田県社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や失業等により、日常生活が困難となっている世帯に対して、生活再建までに必要な生活費用を貸付いたします。

貸付上限額 2人以上の世帯 月20万円以内

単身世帯 月15万円以内

- 貸付期間 原則3月以内
- 利子 無利子
- 据置期間 最終貸付日から1年以内
- 返済期間 据置期間後、10年以内
- 連帯保証人 不要

※ただし、返済期間内に返済が完了しない場合は、貸付残金に対して、年3.0%の延滞利子が発生します。

■貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

なお、運転資金・設備資金は、貸付対象外です。

■申込み先

お住いの市町村社会福祉協議会

■申込みに際して必要なもの

- ①ご本人の確認ができるもの
（住民票、健康保険証、運転免許証、源泉徴収票、預金通帳など）
- ②印鑑(実印)
- ③減収等を確認できる書類（給与明細、通帳、帳簿書類など）
- ④貸付金の振込及び口座振替で償還する場合に使用する預金通帳、金融機関届出印
- ⑤その他必要な書類

■貸付手続きの流れ

